

あんしんできる・しんらいできる・たよれる介護サービスをめざして

福介協だより

あしたの介護

2016.9
vol.29

平成28年度 総会・講演会・交流会

6月14日、アークホテルロイヤル福岡天神にて、本協議会の平成28年度総会を開催いたしました。総会では、平成27年度の事業実績・決算の報告と平成28年度事業計画・予算(案)に関して審議され、会員事業所の皆様よりご承認をいただきました。また、本協議会より福岡市地域包括ケアシステム推進会議委員へ派遣されています2名の委員より進捗状況についての報告もありました。

総会終了後の講演会では有吉病院ケア部長 福本京子氏より「もう一度、もう一步 みんなで取り組む虐待防止と身体拘束廃止」と題した講演をいただきました。介護に携わる私達にとって改めて高齢者虐待と身体拘束に関して考えさせられる貴重な機会となりました。

その後の交流会にも沢山の方にご参加いただきました。会員事業者間の情報交換の場としてご活用いただき、大変盛況でした。

ご参加いただいた会員事業所の方々を始め、開催にあたりご尽力いただきました皆様に心より厚く御礼申し上げます。

今回、ご参加いただけなかった会員事業所の皆様も、次回のご参加をお待ちしております。

(社福)光薫福祉会 眞部



会員のつどい

会員法人の皆様の、情報交換と交流、親睦の場として開催いたします。食事をしながら他の事業所の方々との交流を深めましょう。また、今年度も事業者PRやアトラクションも企画しております。

日時 平成28年10月14日(金) 19時より21時まで

会場 ホテルセントラータ博多(福岡市博多区博多駅中央街4-23)

会費 3,000円

詳しくはホームページをご覧ください。お問い合わせ先にご連絡をお願いいたします。
お問い合わせ先: 福岡市介護保険事業者協議会 事務局 (最終ページをご覧ください。)



弁護士に聞く 介護事故と安全配慮義務

介護事業所では、利用者が安全に生活（利用）していただくためにリスクマネジメント活動、事故防止に取り組んでいらっしゃると思います。

そこで、今回は弁護士 後藤大輔氏に「介護事故と安全配慮義務」について少し教えていただきました。

法的責任を意識したリスクマネジメントは、責任を逃れるためではなく、事業所の法的な責任の範囲を明確にしてリスクマネジメントの強化に活かすという点で重要です。



1 福岡市における介護事故の発生状況

福岡市の「平成26年度福岡市介護サービス事故報告書」によれば、介護事業者（以下、単に「事業者」といいます。）から福岡市保健福祉局高齢者サービス支援課に報告が挙げられた介護事故の件数は3,902件、事故種別としては転倒事故が1,485件と最も多く、ついで感染症（627件）、誤薬（421件）、転落（274件）、誤嚥（123件）と続きます。ひとたび介護事故が発生すると、事業者は様々な責任を負うこととなります。

2 介護事故に伴う民事上の責任と「安全配慮義務」

事業者が負う責任の中でも注意すべきものの一つが民事上の責任です。つまり、利用者に対して、介護事故により発生した損害の賠償をしなければならないというものです。そして、利用者への損害賠償が問題となる場合、利用者からは、事業者は利用者に対して義務を負っており、その義務に違反したという「債務不履行責任」が主張されることが多くあります。そこで問題となる事業者の義務違反の一つに、「安全配慮義務」の違反というものがあります。

この「安全配慮義務」とは、簡単にいうと、事業者は利用者との契約に基づき介護サービスを提供するだけでなく、サービスの提供に際して利用者の身体・生命・財産といった権利、利益を侵害してはならないという義務のことです。これは判例上認められた義務で、サービス提供時の契約書に明記されているか否かに関わらず問題となります。

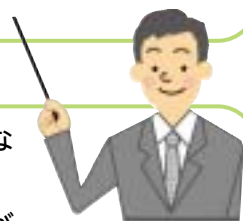
3 「安全配慮義務」違反と言われないうために気をつけること

では、事業者として、安全配慮義務違反があったと言われないうためには、どのような点に気をつけるべきでしょうか。

一般的に、介護事故の事案では、介護の専門家からみて 結果（介護事故）の発生が予見でき、かつ、結果の発生を回避できる可能性があったにも関わらず、不注意で結果の発生を回避できなかった場合に安全配慮義務違反があったと認められます。そこで、日頃から上記の点を意識しておくことが重要なポイントとなります。

例えば、事業者であれば施設・居住系サービスか居宅系サービスかを問わず、各利用者についての介護日誌を作成していると思われます。その介護日誌に利用者の身体の状況を可能な限り記録化することが重要です。各利用者の介護日誌に、あの動作にはこれ位の介助が必要で、この動作の際には支障がない、といった具合の情報が適切に記載されていれば、その記載の有無によって予見の可否が識別できるようになります。そして、記載がない点に関して介護事故が生じた場合、それは介護の専門家によっても予見ができなかった（予見できないので回避もできなかった）と主張することが可能になります。これらは、介護事故発生を防ぐ点からも大変有用といえます。

上記の対応はほとんどの施設で実施されていることだとは思いますが、励行の徹底という観点から、いま一度確認していただければと思います。



介護保険外サービスの利用促進にお悩みではありませんか？

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らしていくために・・・

生活援助

身体介護

無料送迎

有償運送

商品配送

出張販売

配食

訪問理美容

無料相談窓口

交流・ふれあい

Webで
簡単登録

費用は
一切なし

サービスの
利用促進

福岡市では、地域包括ケアシステムの構築に向け、市内の事業者や団体の提供する介護保険外サービスを集約し、市民に対し幅広く情報提供を行うための**ウェブサイト**を開設します。

御社の提供する**介護保険外サービス**をぜひ登録してみませんか？

なお、公開にあたっては、条件等の審査があります。

詳しくはこちら

福岡市 ケアインフォ

検索



お問い合わせ先

福岡市保健福祉局高齢社会政策課 電話 092-711-4881 FAX 092-733-5587

いまさら聞けない薬の話

薬を飲んでいて、ふと疑問を持って「なんだかいまさら聞きにくいよね」ということはありませんか？そんな声を集めてみました。



Q:食後って、食事の何分後？ A:食後 = 食事後約30分

食前 = 食事前約30分、食間 = 食事後約2時間

他に、食直前、食直後、時間毎、寝る前、起床時、頓用などの飲み方があります。



薬に合った飲み方をしないと、効果が期待できなかったり、体に悪影響を及ぼすことがあります。

Q:食後？食欲がないんだけど？～1日3回食後？ 2回しか食事しないんだけど？～

A:食事が取れない場合、薬によって対応が異なります。問題無い薬もあれば、何か軽く食べて服用した方が良い物、服用しないという選択もありえます。気軽に薬剤師に尋ねてください。

Q:薬を飲み忘れた時はどうしたらいいの？

A:薬を飲み忘れた時は、次の服用までに時間がある場合、すぐ1回分を服用します。時間が無い場合は、1回とばして、次の服用から決められた通りに服用します。2回分まとめて服用することは厳禁です。



他にも疑問がいろいろあると思います。いまさら聞けないと思わずに、遠慮なく薬剤師に御尋ね下さい。

平成28年4月から、自分の担当の「かかりつけ薬剤師」を持つことができるようになっています。担当が決まっていれば相談もしやすくなるのでご利用ください。



平成28年度の 会員ネットワーク委員会は 私たちが担当します。



西区にあります「ケアプランサービスシーサイド」の能海佳子です。

利用者・家族の意向に応じたケアプラン作成やサービス事業所調整に努めています。
会員ネットワーク委員会委員として皆様のお役に立つことができ又自身の学びになればと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。



城南区にあります「お散歩&日常デイ おとなりさん。」の金子慎一郎です。



介護事業所の枠を超え、開かれた「おとなりさん。」を目指し、地域のお役に立ちたいと考えております。
平成28年5月に居宅介護支援事業所も開設いたしました。



博多区にあります「福岡医療団 高齢者医療福祉事業部」の西村一です。

会員ネットワーク委員として、安心して住めるまちづくりをめざして、皆様と共に頑張ります。介護についてはいつでもご相談ください。
よろしくお願いいたします。



東区にあります「青葉デイサービスセンター」の眞部芳幸です。

当デイサービスは平成9年より運営をしております。沢山のご利用者や地域住民の皆様を支えていただき、今まで運営をしていくことができました。
会員ネットワーク委員会での活動を通じ、皆様へ少しでも恩返しができると思っています。1年間どうぞ宜しくお願いします。



博多区にあります「セピア商事(株)福祉機器事業部」の齋藤智也です。

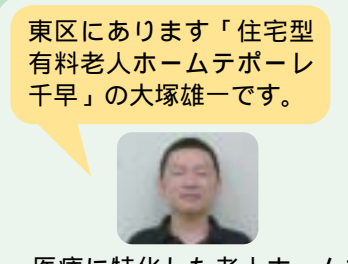


介護ベッドや車いすなどの福祉用具レンタル、販売を行っています。福祉用具を利用いただく方が自立した生活をおくれる様、介護をするご家族が少しでも負担が軽くなる様に最適な商品を選び提供し、定期的にメンテナンスなども行っています。会員ネットワーク委員会は初めてですが精一杯がんばっていきます。
よろしくお願いいたします。



博多区にあります「特別養護老人ホーム月隈愛心の丘」の下城有香です。

特別養護老人ホームで生活相談員としてご入居者が快適な生活を送っていただけるよう、ご家族に安心していただけるよう、相談援助業務を行なっています。
まだまだ勉強中ですがよろしくお願いいたします。



東区にあります「住宅型有料老人ホームテポーレ千早」の大塚雄一です。



医療に特化した老人ホームを中心に、診療所・介護事業所を展開しています。平成28年2月に訪問看護ステーションを開業しました。
ネットワーク委員として、事業者が交流することで安心した生活が出来るように頑張ります。

発行元
発行日
お問い合わせ先

福岡市介護保険事業者協議会 会員ネットワーク委員会

平成28年9月

福岡市介護保険事業者協議会事務局【(社福)ふくおか福祉サービス協会 介護支援課内】

TEL 092-761-0883 FAX 092-761-0877 <http://www.fukukaikyou.gr.jp/>

※部数が足りない事業所にはお送りしますので、事務局までご連絡ください。